

## (社) 水産土木建設技術センター 常勤役員報酬規程 (内規)

## (総 則)

第1条 社団法人水産土木建設技術センター定款第18条第2項の規定に基づき、総会の議決を経て報酬を支払うことが承認された常勤理事に対する報酬に関する事項は、この規程の定めるところによる。

## (報酬の種類)

第2条 常勤役員の報酬額は、年俸とする。

## (報酬の支給方法)

第3条 常勤役員の報酬は、年俸額の12分の1を、職員給与規程第18条第1項の規定に準じて支給する。

## (年 俸 額)

第4条 常勤役員の年俸額は次のとおりとするが、センターの収支状況等に応じて、理事長は総会で承認された役員報酬額の総額の範囲内において増減することができる。

理事長	1, 400万円
専務理事	1, 200万円
常務理事	1, 200万円
常務理事 (長崎支所長)	700万円
常勤理事 (松江支所長)	700万円

2 新たに常勤役員となった者には、その月から支給する。

3 常勤役員が離職または死亡したときは、その月まで支給する。

## (施行細則)

第5条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

## 附 則

この規程は、平成19年6月1日から適用する。